

認定臨床微生物検査技師・ICMT 登録更新に関する細則

細則1. 指定学会および雑誌

1. 学術集会

①協議会加盟団体主催

日本臨床微生物学会総会・学術集会、日本臨床検査医学会学術集会および支部総会/例会、日本医学検査学会および各地区/支部/各都道府県学会、日本感染症学会学術講演会および地方会、日本化学療法学会総会および支部総会、日本環境感染学会総会・学術集会

②その他の団体主催

日本細菌学会および支部総会、日本結核病学会総会および支部総会、日本医真菌学会総会・学術集会、日本ウイルス学会学術集会、日本臨床ウイルス学会、日本寄生虫学会大会、日本臨床寄生虫学会大会、日本防菌防黴学会年次大会、日本マイコプラズマ学会、日本嫌気性菌感染症学会、日本臨床検査自動化学会大会、臨床微生物迅速診断研究会、緑膿菌感染症研究会学術集会、薬剤耐性菌研究会、ブドウ球菌研究会、レンサ球菌研究会

③その他の感染症学・微生物学関連の学術集会

個々に審議しますので申請前に下記条件を証明する会則、該当抄録および抄録表紙のコピーを事務局までお送りください。

条件 1) 会則があること。

2) 定期的開催されている学会、研究会であること。

3) 抄録集があること。

2. 学術雑誌

①協議会加盟団体主催

日本臨床微生物学雑誌、臨床病理、医学検査および各都道府県臨床衛生検査技師会誌、感染症学雑誌、日本化学療法学会雑誌、日本環境感染学会誌、通信

②その他の団体主催

日本細菌学雑誌、日本結核病学雑誌、日本医真菌学会雑誌、日本ウイルス学雑誌、日本臨床ウイルス学雑誌、日本寄生虫学雑誌、日本臨床検査自動化学会雑誌、日本嫌気性菌感染症学会雑誌、緑膿菌感染症研究会講演記録、JARMAM、Medical Technology、臨床検査、検査と技術、臨床と微生物

③その他の感染症学・微生物学関連の学術雑誌

個々に審議しますので申請前に下記条件を証明する投稿規程、編集委員会名簿、該当論文および論文表紙のコピーを事務局までお送りください。

条件 1) ISSN(国際標準逐次刊行物番号)に登録されていること。

2) 投稿規程があること。

3) 編集委員会があること。

4) 定期的発行されていること。

細則2. 指定講習会等

1) 協議会加盟団体主催の感染症学・微生物学関連のセミナー、講習会、研修会

2) 審議会によって指定された、その他の感染症学・微生物学関連のセミナー、講習会、研修会

以上